

令和8年4月28日

各 位

秋 田 県 信 用 組 合
理 事 長 藤 原 保

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当組合におきまして、下記の不祥事件が発覚いたしました。

地域に根差し、信用を第一に地域の皆さまの社会生活と事業活動にお役に立つことを旨とする当組合におきまして、皆さまの信頼を大きく損なう事案が発生しましたことを、理事長以下全役職員が深く反省するとともに、不祥事件が発生した営業店のお客さまをはじめ、日頃からご愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま、関係各所の皆さまに対しまして、心より深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け発生原因およびその背景等を徹底的に調査することが重要と考え、当組合役職員で構成した内部調査チームによる調査のほか、当組合と利害関係のない公正・中立な立場の外部弁護士に調査を依頼し、令和8年4月16日調査報告書を受領いたしました。その調査結果は下記2. 外部弁護士による調査結果のとおりです。

今後は、外部弁護士の調査結果を踏まえ早急に再発防止策を取りまとめ、二度とこのような不祥事件を起こさないよう全役職員がルールの徹底を第一に業務に取り組んでまいります。

記

1. 不祥事件の概要（内部調査チームによる調査結果）

(1) 内容

当組合において、取引先業者から紹介を受けた融資案件について、お客様から借入した覚えがないとの苦情が複数寄せられ、当組合内部調査チームが調査した結果、借入申込受付にあたり取引先業者が持ち込んだ借入申込書類一式だけで審査を進め、申込人ご本人と面談しないまま融資実行に至った案件が複数あり、一部のお客様についてはご本人の全く知らない間に当組合との間で融資契約が締結され債務者となっていたことが判明いたしました。

また、融資実行に先立ち行う取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認）において、本人確認書類の原本ではなく持込みされたコピーで確認をした法令違反に該当する事案が認められました。さらに、新たに返済用口座を作成した際に、融資担当者から普通預金入金票（新約用）を回付された預金窓口担当者が口座名義人と面談していないにも関わらず受付欄に押印し

ていたもの、作成した普通預金通帳を口座名義人ご本人にではなく、融資を紹介した取引先業者の「お客様は日中来店できないので私たちの方からご本人に渡しておく」等の言葉を信じ、当該取引先業者に普通預金通帳を渡していたことも判明いたしました。

内部調査チームによる調査結果は下表のとおりです。

【融資事務取扱関係】

1. 申込人と面談しておらず職員の面前での自署も未確認	18 件
（うち全く借入意思の確認をしていないもの）	（8 件）
（うち電話確認のみ行ったもの）	（9 件）
（うち不明：お客様の記憶が定かでない）	（1 件）
2. 申込人と面談しているが申込書は取引先業者が持参し、ご本人の面前自署が未確認	13 件

【犯罪による収益の移転防止に関する法律及び預金事務取扱関係】

1. 取引時確認で本人と面談しておらず確認書類も原本でなくコピーで確認していた	22 件
（うち本人確認書類をコピーで確認したもの）	17 件
（うち本人と面談していないため既存の本人確認記録書に記録された人と同一人であることを確認していない）	5 件
2. 新しく口座開設した普通預金通帳を口座名義人ではなく第三者（取引先業者）へ交付していた	22 件

(2) 発生店舗
県北部の支店

(3) 当該不祥事件の発生期間
令和 5 年 4 月から令和 7 年 2 月まで（1 年 11 か月間）

(4) お客様が全く身に覚えがない融資で当組合の貸出金（お客様の債務）と認められないもの
4 件 6, 220, 110 円（お客様にはご返済を求めません）

(5) 監督官庁への届出
不祥事件発覚後、速やかに法令等に基づき監督官庁へ届出を行っております。さらに、当該取引先業者を詐欺罪で告訴することを検討しております。

2. 外部弁護士による調査（関係書類及び当組合職員に対するヒアリング調査）結果

(1) 当組合職員による関与の有無及びその内容

- ・当該取引先業者が不正を行っている事実を知らずながら当組合職員が関与した事実は認められない。
- ・借入申込みに際し、取引先業者が借入申込書等を持込みすることを許容し申込人本人と面談しないまま融資を実行したほか、返済用口座通帳を本人ではなく取引先業者へ交付していたことは、基本的な手続きや内部ルールを軽視したものであり当組合職員の不祥事件と言える。

(2) 不祥事件の発生原因

- ・借入申込書を取引先業者から受領し、職員が申込人本人と面談しないまま融資を実行したほか、返済用口座通帳等を本人ではなく取引先業者へ交付したことは、当該取扱いが始まった当時の支店長が自身の営業活動で紹介案件がなされたことから、これを速やかに実行させたいとの思いで、取引先業者の希望する実行日に合わせて手続きを進めさせることを優先し、目前の融資実行のために本来遵守すべき基本的な手続きやルールを軽視し、おざなりにしたことが大きな原因の1つである。
- ・本来なすべき手続きやルールを軽視したという点は、程度の差はあるものの後任支店長にもあてはまる。後任支店長が面談で借入意思を確認するよう改めた点は評価できるが、取引先業者による申込書類等の持込みや通帳等の取引先業者への交付を許容したことは、不祥事件が一部継続した要因となっている。
- ・加えて、前任支店長の指示とはいえ、借入意思の確認を電話確認に留めるのではなく面談すべきでないかと、融資事務を担当する部下職員から申し出ができるような職場環境になかったことも原因の1つと考えられる。また、当時の当該支店の職員の中には、支店長と部下である融資担当者との関係性について問題があるとの認識を持つ者もいたが、それを当事者、他の職員、本部職員に指摘・相談することはなく、当該支店として改善を図る機会がなかった。

(3) 再発防止に向けた改善策の提言

- ・職員の面前での借入申込書の自署・押印等の契約締結の際の基本的ルールを改めて徹底するよう、職員の研修や注意喚起を行うべきである。また、基本的なルールについて、当組合に明示された規程等がない場合は、明示的または黙示的を問わず、運用を含めたルール等を新たに規程化したり既存規程に加えたりすることも検討すべきである。
- ・上司と部下という関係であってもルールを破る行為を見聞きした場合には、それを適時に指摘し、即時に改善できるような役職関係、人間関係を含めた職場

環境の構築・維持を検討すべきである。例えば、役職にとらわれずに自由に意見を出し合えるような機会の導入、問題を発見した場合にその事実を本部で把握しやすくするような無記名アンケートの実施などの仕組み、部下の意見を受け入れる個々の職員の意識の醸成などが考えられる。

- ・当組合には内部通報制度が存在するが、創設されて以来利用された実績は見当たらない。本不祥事件も、内部通報制度を利用することがありえた事案と考えられるが、実際には利用されなかった。内部通報制度についても、必要な時に機能する制度となるよう、なぜ利用されないのかを改めて検証することが必要である。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

秋田県信用組合総務部 電話：018-831-3551 受付時間は平日午前9時～午後5時とさせていただきます